

堺市特別職報酬等審議会

(参考資料)

令和8年9月

堺市人事部

目 次

ページ

1	堺市特別職報酬等審議会委員名簿……………	P 1
2	特別職報酬等審議会に関する条例・規則	
	(1) 堺市特別職報酬等審議会条例……………	P 2
	(2) 堺市特別職報酬等審議会規則……………	P 4
3	堺市特別職報酬等審議会の公開及び傍聴基準……………	P 5
4	平成30年度 堺市特別職報酬等審議会の答申（写） ……	P 7
5	堺市の財政状況について……………	P 1 4

1 堺市特別職報酬等審議会委員名簿

(委員は 50 音順)

	団 体 名 等	氏 名
委 員	堺市自治連合協議会 代表者	天野 隆次
委 員	弁護士	有吉 雅子
委 員	公認会計士	大江 博子
委 員	堺商工会議所 代表者	高井 嘉津義
委 員	堺市農業協同組合 代表者	西野 高之
委 員	連合大阪大阪南地域協議会堺地区協議会 代表者	平間 明弘
委 員	大阪公立大学大学院 情報学研究科教授	森田 裕之
委 員	大阪労連堺労働組合総連合 代表者	山本 庸子

任 期 令和 8 年 8 月 1 日～令和 10 年 7 月 31 日

2 特別職報酬等審議会に関する条例・規則

(1) 堺市特別職報酬等審議会条例（昭和 40 年 12 月 25 日条例第 34 号）

(設置)

第 1 条 本市に堺市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について、調査審議し、市長に対し意見具申するとともに、市長から諮問があったときは、当該諮問事項について答申するものとする。

(委員)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織し、その委員は、学識経験者、堺市の区域内の公共的団体等の代表者及び住民のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 43 年 1 月 31 日条例第 4 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 43 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 44 年 3 月 31 日条例第 3 号）

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年3月31日条例第7号）

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年1月30日条例第4号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年12月23日条例第49号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年9月28日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例施行後又は任期満了後最初に行われる審議会の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず市長が行う。

附 則（平成16年9月27日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月19日条例第4号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月1日条例第29号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(2) 堺市特別職報酬等審議会規則（昭和 41 年 4 月 18 日規則第 14 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、堺市特別職報酬等審議会条例（昭和 40 年条例第 34 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、堺市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定める。

（議長及び招集の通知）

第 2 条 会長は、審議会の会議（以下単に「会議」という。）の議長となる。

2 会長は、会議を招集するときは、市長にその旨を通知するものとする。

（議決）

第 3 条 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議の特例）

第 4 条 会長は、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合
その他やむを得ない事由のある場合は、事案の内容を記載した文書を委員に
回付し、その意見を聴取し、又は賛否を問うことにより、会議に代えること
ができる。

（会議の記録）

第 5 条 議長は、事務局をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記
録させるものとする。

（運営の細則）

第 6 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、そ
の都度会長が定める。

附 則

この規則は、昭和 41 年 4 月 18 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 25 日規則第 13 号）

この規則は、公布の日から施行する。

3 堺市特別職報酬等審議会の公開及び傍聴基準

(趣旨)

第1条 この基準は、堺市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下単に「会議」という。）の公開及び傍聴について必要な事項を定める。

(会議の公開等)

第2条 会議は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、出席委員の過半数の同意を得て、会議の全部又は一部を非公開にすることができる。

- (1) 堺市情報公開条例(平成14年条例第37号)第7条各号に掲げる情報について審議することとなる場合
- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できない場合又は会議の適正な運営に支障を生ずるおそれがある場合

(傍聴の定数)

第3条 会長は、傍聴席が満員になったときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している者
- (3) 拡声器若しくはメガホンの類又は笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (4) 写真機又は録画機若しくは録音機の類を携帯している者（第6条ただし書の規定による許可を受けた者を除く。）
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、議事を妨げ、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

2 会長は、必要があると認められるときは、係員に前項第1号から第4号までに規定する物品を携帯しているか否かについて傍聴を希望する者又は傍聴人に質問し、及び検査させることができる。

3 会長は、前項の規定による質問又は検査に応じない者については、その傍聴を禁止することができる。

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 談論し、放歌し、高笑し、又は騒ぎ立てないこと。
- (2) はち巻、ゼッケン又は腕章の類をする等の示威行為をしないこと。
- (3) 委員その他審議会関係者の発言に対して拍手、やじその他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (4) 携帯電話、ラジオ、パソコンその他音を発生する機器の電源を切ること。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影、映画、録音等)

第6条 傍聴人は、会場内において写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、あらかじめ会長の許可を文書にて受けた場合は、許可を受けた範囲内において審議の妨げにならない方法により写真撮影、録画、録音等を行うことができる。

(非公開時における退場)

第7条 傍聴人は、第2条の規定により会議が非公開とされたときは、会場から退場しなければならない。

(秩序の維持)

第8条 傍聴人は、会長及び係員の指示に従い、会場を傍聴しなければならない。

- 2 会長は、傍聴人がこの基準の規定に違反する場合は、これを静止し、その指示に従わないときは、係員に命じ当該傍聴人を退場させることができる。

附 則

この基準は、平成16年10月28日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年1月1日から施行する。



平成 31 年 2 月 13 日

堺 市 長
竹 山 修 身 様

堺市特別職報酬等審議会
会 長 近 藤 真 司



議会議員及び市長等特別職の期末手当の支給月数の
改定のあり方等について（答申）

平成 31 年 1 月 25 日付で、本審議会に対して市長から諮問のあった標記の件
について、別添のとおり答申します。

答 申 書

堺市特別職報酬等審議会

答 申

本審議会は、これまでの審議事項である「議会議員の議員報酬（以下「議員報酬」という。）の額並びに市長及び副市長の給料（以下「特別職の給料」という。）の額」に加え、「議会議員及び市長等特別職の期末手当の支給月数の改定のあり方等」について、平成 31 年 1 月 25 日付けで市長から諮問を受け、様々な視点や角度から慎重に審議し、各委員の討議の結果、本審議会として次のとおり答申する。

1 議員報酬の額及び特別職の給料の額

【答申内容】

- (1) 議員報酬の額は、現行の額に据え置くことが適当である。
- (2) 特別職の給料の額は、現行の額に据え置くことが適当である。

【答申に至った理由】

議員報酬の額及び特別職の給料の額については、時限的に実施されている給与減額措置適用後の額での審議が適当でないことから、これまでも給与減額措置適用前の本来の条例上の額を審議してきた経過があり、今回についても、本来の額の妥当性について審議した。

その判断指標については、これまで同様、「本市の財政状況」「一般職との比較」「他の政令指定都市との比較」「職務職責」の 4 つの視点で審議することとし、今回は主に昨年度からの変動内容について議論を行った。

ア 本市の財政状況

堺市の財政状況については、経年的に黒字が続き、堅調に推移しており、昨年度の審議の際と比較して、大きな変化は見られない。

今後の社会経済情勢については、米中貿易摩擦の激化等による中国経済の更なる減速や、本年 10 月に予定されている消費税増税の影響などの不安要素は大きいですが、一方で、国内景気を見ると、インバウンド消費の下支え等により、景気回復期間が戦後最長を更新したと言われ、今後、東京オリンピックや大阪万博の開催を控えた需要の盛り上がりといった期待要素もあることから、経済の先行きはそれほど悲観的なものではない。

このことから、議員報酬の額及び特別職の給料の額（以下「特別職の給料の額等」という。）について、財政状況を理由に改定する状況にはない。

イ 一般職との比較

一般職の最高位である局長級の平均給与額と特別職の給料の額等の差額は、昨年度の状況から大きな変動はなく、現時点では、特別職の給料の額等を改定する状況にない。

ウ 他の政令指定都市との比較

本市の状況は、昨年度の状況から大きな変動はなく、同規模の政令指定都市と比べて、概ね均衡していることから、特別職の給料の額等を改定すべき要因は見当たらない。

エ 職務職責

議会議員及び市長並びに副市長の職務職責については、引き続き注視していく必要があるが、去年の審議の時点と比較した場合、顕著な変動は見られない。

以上のように、4 指標のいずれの視点からみても、議員報酬の額及び特別職の給料の額を改定すべき要因は特段見受けられないことから、据え置くことが適当であると考える。

2 議会議員及び市長等特別職の期末手当の支給月数の改定のあり方等

【答申内容】

- (1) 議会議員及び市長等特別職の期末手当の支給月数の改定を一般職に連動させることは合理的である。本審議会において期末手当の支給月数のみを取り出して別途審議する必要があるとは言えない。
- (2) 市長が議会議員の期末手当改定の議案を議会に提案する現行の手法には妥当性がある。

【答申に至った理由】

今回、市長から諮問のあった議会議員及び市長等特別職の期末手当の支給月数の改定のあり方等について、3 点の諮問項目のうち、まず、関連する「本審議会の審議を経ずに改定することの妥当性」及び「一般職に連動させることの是非」をまとめて審議し、その後で、「市長が議会議員の期末手当改定の議案を議会に提案することの妥当性」を審議することとした。

ア 「本審議会の審議を経ずに改定することの妥当性」及び「一般職に連動させることの是非」について

国においては、国務大臣等の特別職の期末手当は、一般職である指定職の改定に連動している状況にある。また、国会議員の期末手当は、法律上、国家公務員の特別職の例によると明記されている。このことから、特別職や国会議員の一般職準拠は、制度として予定されていると考えられる。

このような国の制度にならい、多くの政令指定都市においても、議会議員及び市長等特別職の期末手当の支給月数の改定に当たり、一般職の支給月数の改定に連動している状況にある。

仮に一般職に連動させないのであれば、他の基準をもとに検討する必要

があるが、結局、一般職の期末手当改定を決定したものと同じデータを用いて議論することになるであろう。そうであるなら、これまで長期にわたり一般職に連動させてきたこともあわせて考えると、現行の手法は、合理的であるとの意見が多数であった。

さらに、民間企業においても従業員の賃金と役員の報酬は、その均衡を考慮して決定されている場合が多いと考えられるとの意見が出された。

次に、本審議会の審議を経ずに改定することについてであるが、本市では、毎年、期末手当改定後の直後の本審議会において、期末手当も含めた年収等を確認のうえ、議員報酬の額や特別職の給料の額の妥当性を判断している。

また、国においては、特別職や国会議員の期末手当は本審議会のような第三者機関の審議を経ずに一般職に連動して改定している。本市においても、一般職に連動するのであれば、本審議会の審議を経なくても、客観性や公正性は担保できているのではないかととの意見があった。

以上のことから、議会議員及び市長等特別職の期末手当の支給月数の改定を一般職に連動させることは合理的であり、必ずしも本審議会において期末手当の支給月数のみを取り出して別途審議する必要があるとは言えないとの結論に至った。

イ 「市長が議会議員の期末手当改定の議案を議会に提案することの妥当性」について

はじめに、期末手当の改定議案は、通常、予算措置が必要となるため、議案と予算の関係について、法的な考え方の整理を行った。

法律上、市長は、予算を調製する権限や予算案を議会に提出する権限を有している。一方、議会議員も、議案を議会に提出する権限は有しているが、予算を伴う場合は、必要な予算上の措置について市長との事前調整が必要と解されている。

また、市長が議会議員の期末手当改定の議案を議会に提案したとしても、議会において、その議案の妥当性を審議することになり、議会の判断や意思決定が反映されることになる。

これらのことを踏まえると、市長が議会議員の期末手当改定の議案を議会に提案する現行の手法に妥当性があるとの結論に至った。

ウ 付言

今回の答申では上記のとおり判断するに至ったが、議会議員の期末手当改定の議案について、議会議員が提案している他の政令指定都市が見受けられる。

こうした場合、予算上の措置について市長との事前調整が必要であり、

市長は予算の調製に応じる立場にある。現に、議員提案を行っている他の政令指定都市では、そのような対応が図られ、議員提案の議案と市長提案の予算案が上程されている。

こうした状況を踏まえ、本審議会においては、適正な報酬及び期末手当のあり方等について審議するために、引き続き、他市の動向を注視していく必要があることを付言する。

堺市特別職報酬等審議会委員名簿

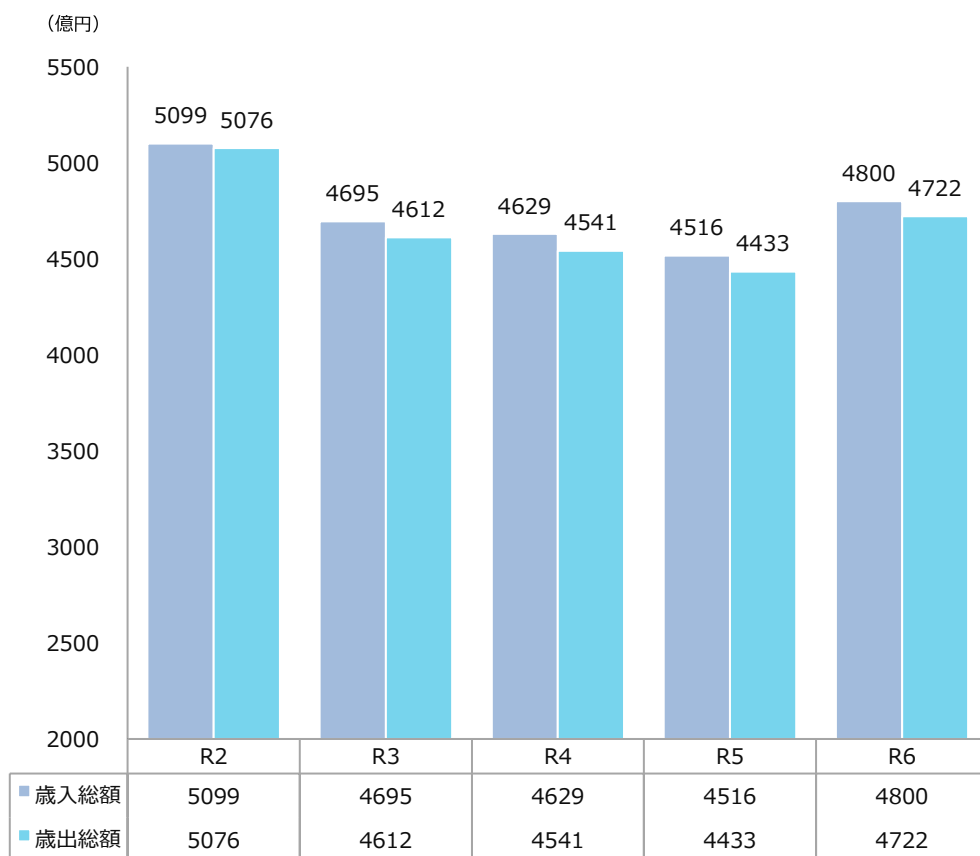
(委員は五十音順)

会 長	近 藤 真 司
職務代理者	堀 畑 好 秀
委 員	岩 本 洋 子
委 員	久 保 洋 子
委 員	隈 元 英 輔
委 員	篠 藤 敦 子
委 員	寺 下 三 郎
委 員	森 口 巖
委 員	森 下 直 樹
委 員	横 山 健

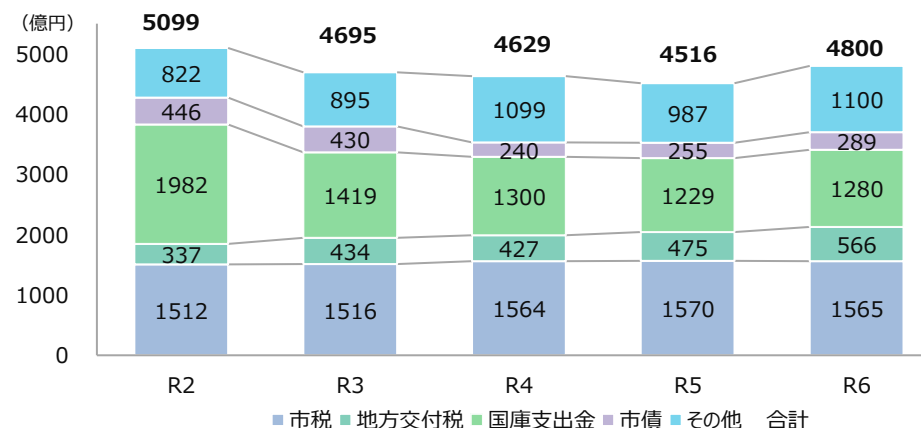
令和6年度 普通会計の決算状況

- 令和6年度普通会計の実質収支は73.0億円の黒字となり、昭和55年から45年連続の黒字
- 物価高騰対策の実施などにより、歳入、歳出ともに前年度から増加
- その他、歳出では、扶助費が障害者自立支援給付費や認定こども園・幼稚園給付費の増や定額減税調整給付金の支給などにより増加

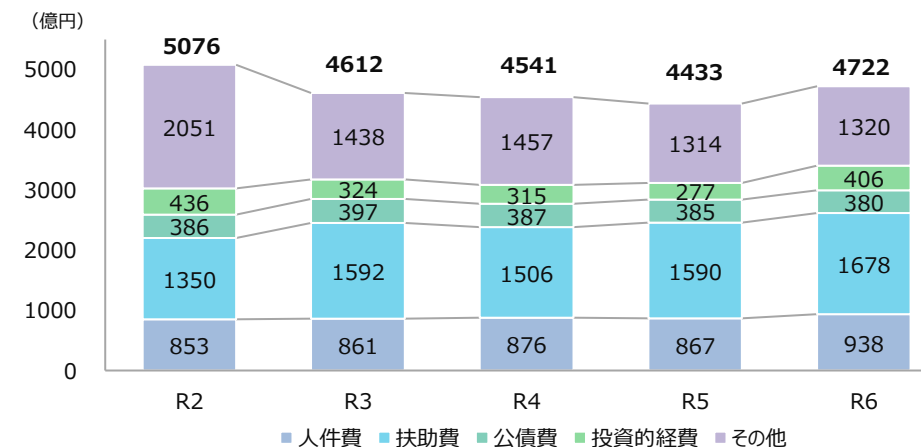
歳入総額と歳出総額の推移



歳入決算額の推移



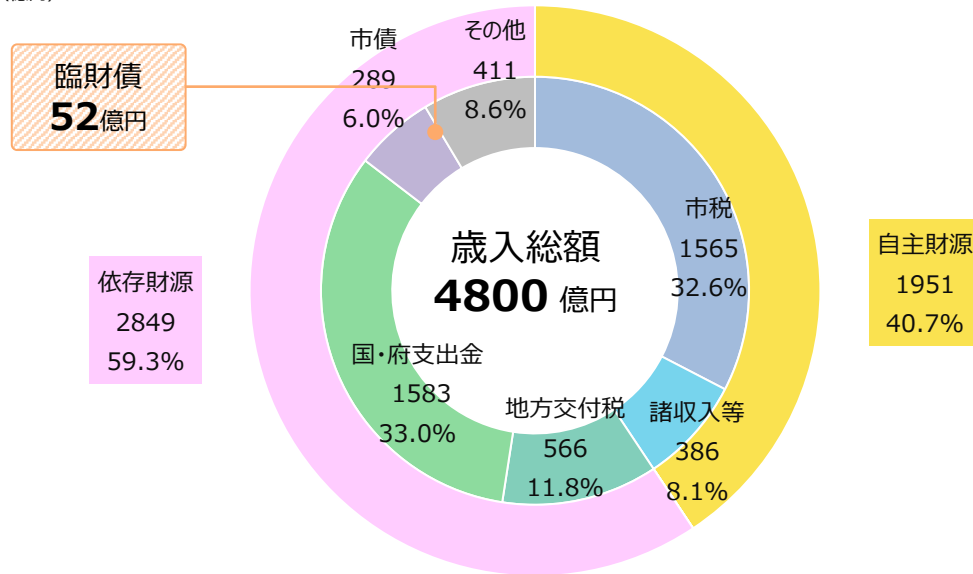
歳出決算額の推移



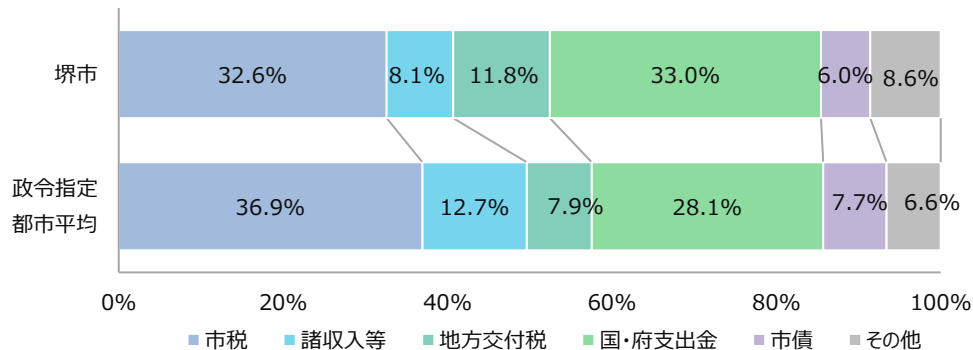
歳入構造の分析

歳入の内訳

(億円)



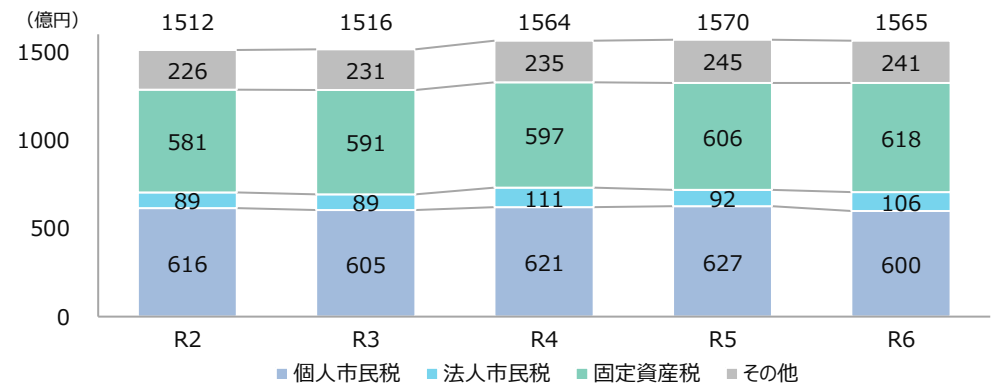
政令市平均と比べて市税等の自主財源の割合が小さい



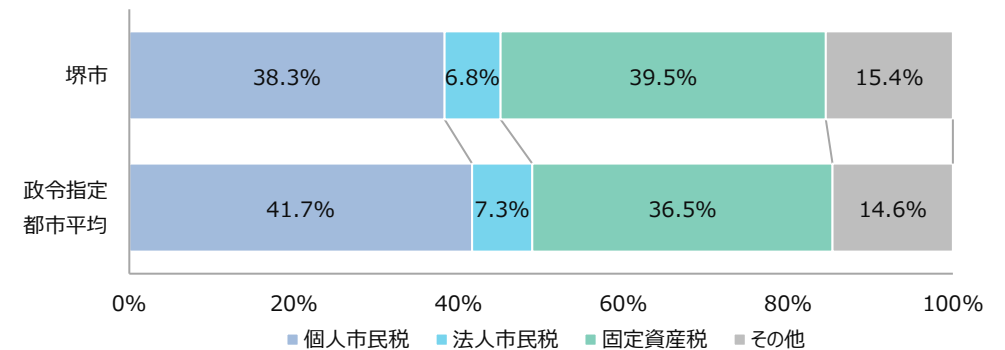
※政令市平均は、令和5年度決算に基づく

税収構造

- 法人市民税が企業収益の増により、固定資産税が評価替えによる影響や家屋の新增築等により増加したものの、個人市民税が定額減税により減収したことにより、全体として前年度から減少した。
- 市税徴収率は、債権管理を適切に行い前年度の水準を維持 (R5 : 98.7 % ⇒ R6 : 98.8%)



景気変動の影響を受けにくい固定資産税の比率が
政令市平均より高い

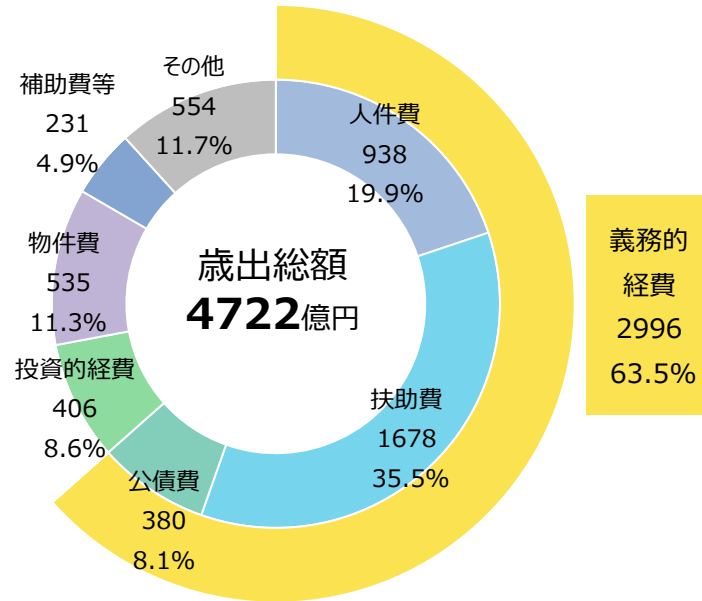


※政令市平均は、令和5年度決算に基づく

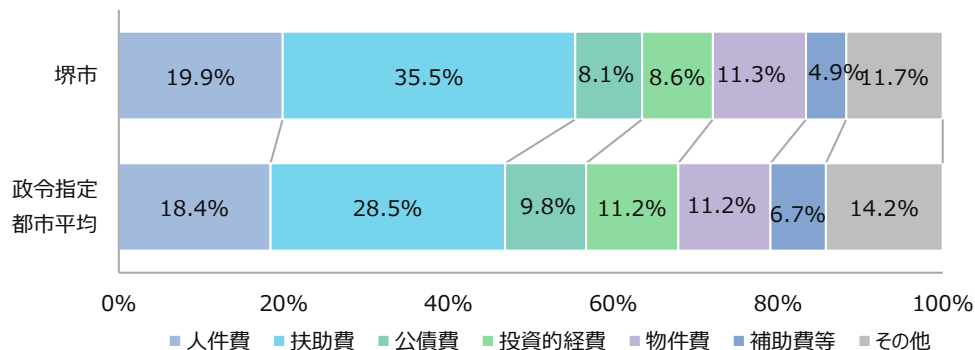
歳出構造の分析

歳出の内訳（性質別）

（億円）



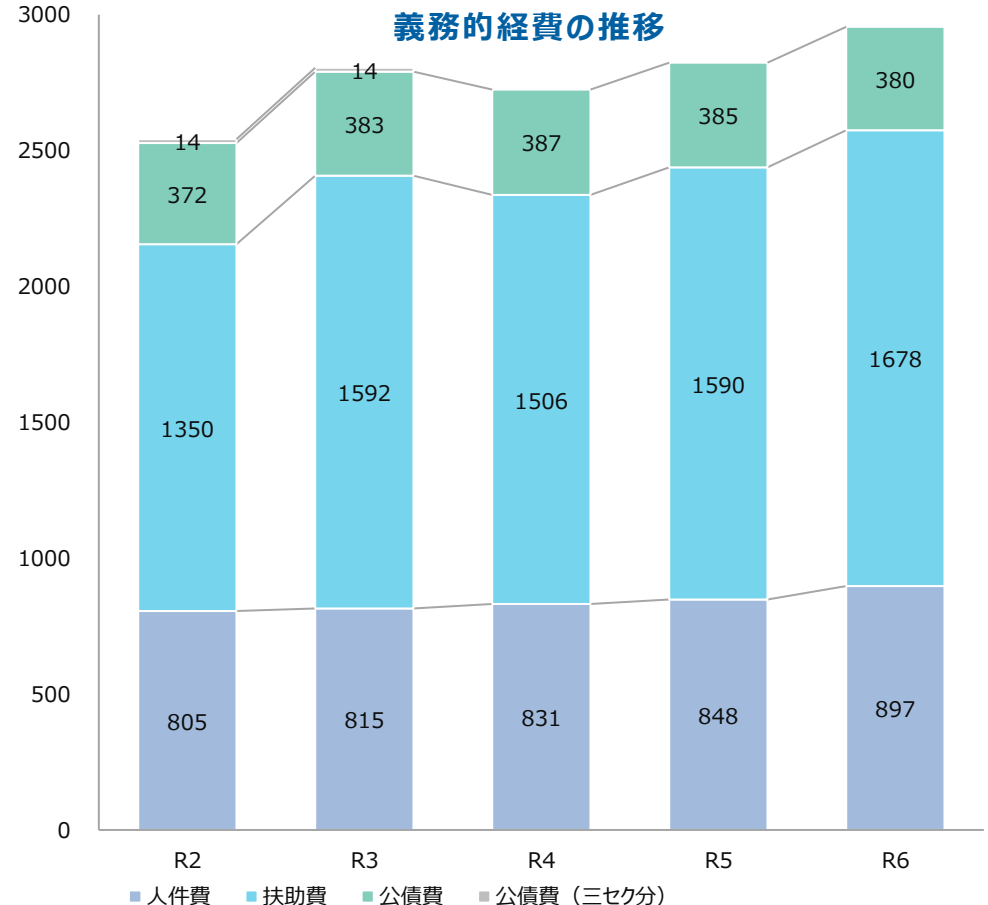
政令市平均と比べて扶助費等の義務的経費の割合が大きい



※政令市平均は、令和5年度決算に基づく

障害者自立支援給付費や認定こども園・幼稚園給付費等が増加したこと、物価高騰対策として住民税非課税世帯への臨時特別給付金の支給等を実施したことにより、扶助費が増加

（億円）

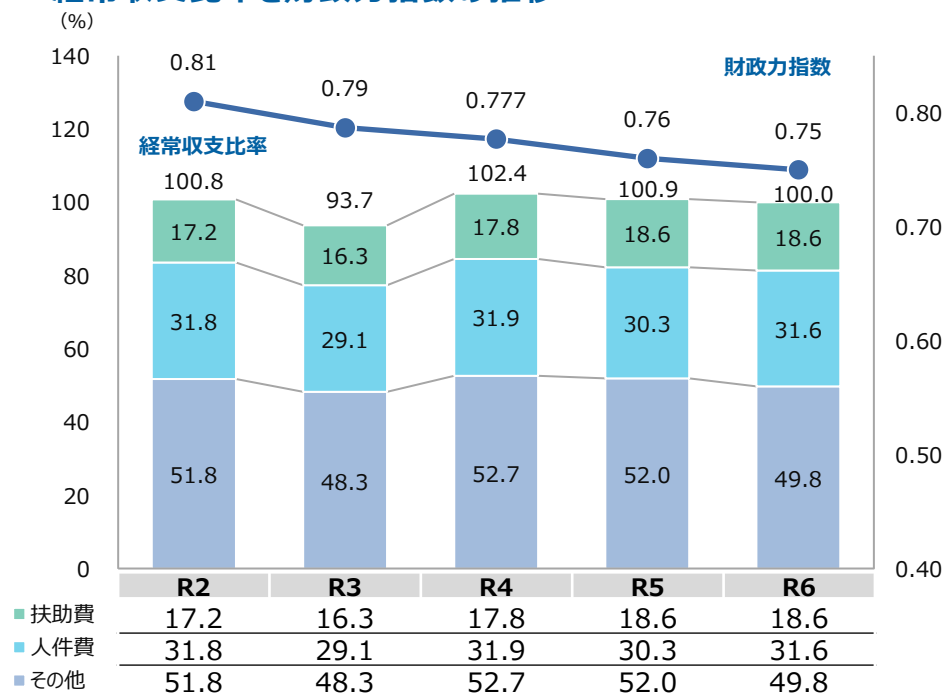


※人件費については退職手当を除く

経常収支比率、財政力指数の推移

- 経常収支比率は、100.0%と依然として高い水準となった。
- 令和6年度は人件費や扶助費が増加し、分子となる歳出経常一般財源が増加したものの、地方交付税等の増加により分母となる歳入経常一般財源が分子以上に増加した結果、前年度から0.9ポイント改善した。

経常収支比率と財政力指数の推移



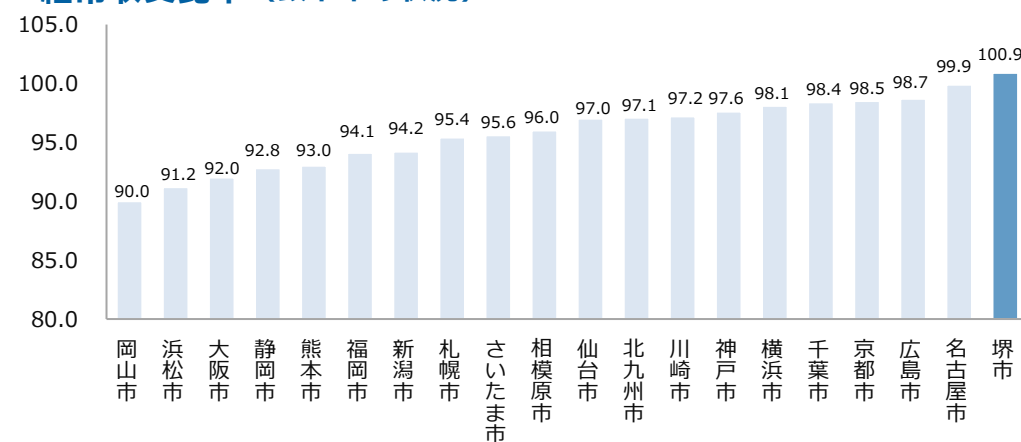
※ 経常収支比率とは

市税等経常的に収入される財源が、人件費、福祉サービス費等経常的に支出される経費にどの程度充当されているかを示す割合であり、財政構造の弾力性を判断するための指標

※ 財政力指数とは

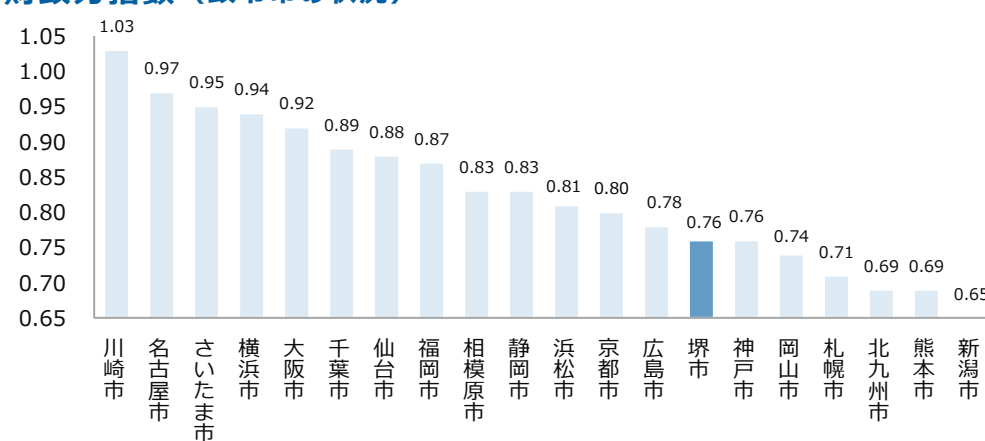
地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといわれている

経常収支比率（政令市の状況）



※令和5年度決算での比較

財政力指数（政令市の状況）

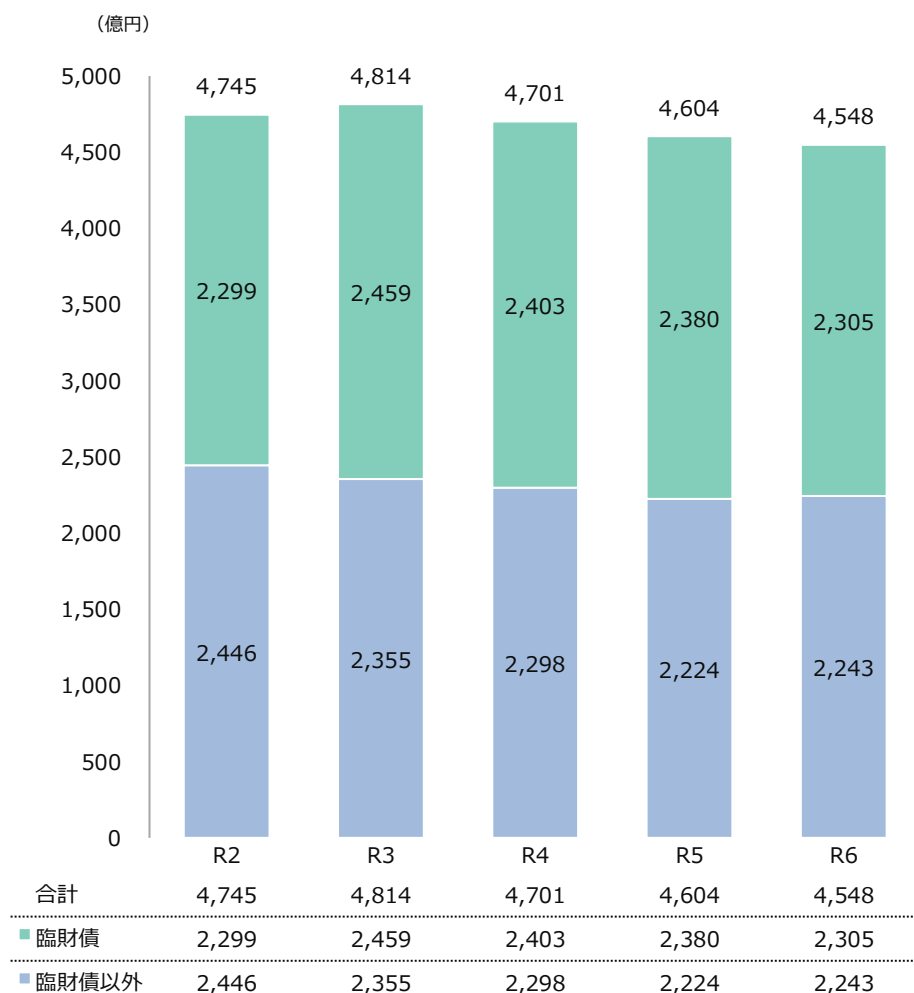


※令和5年度決算での比較

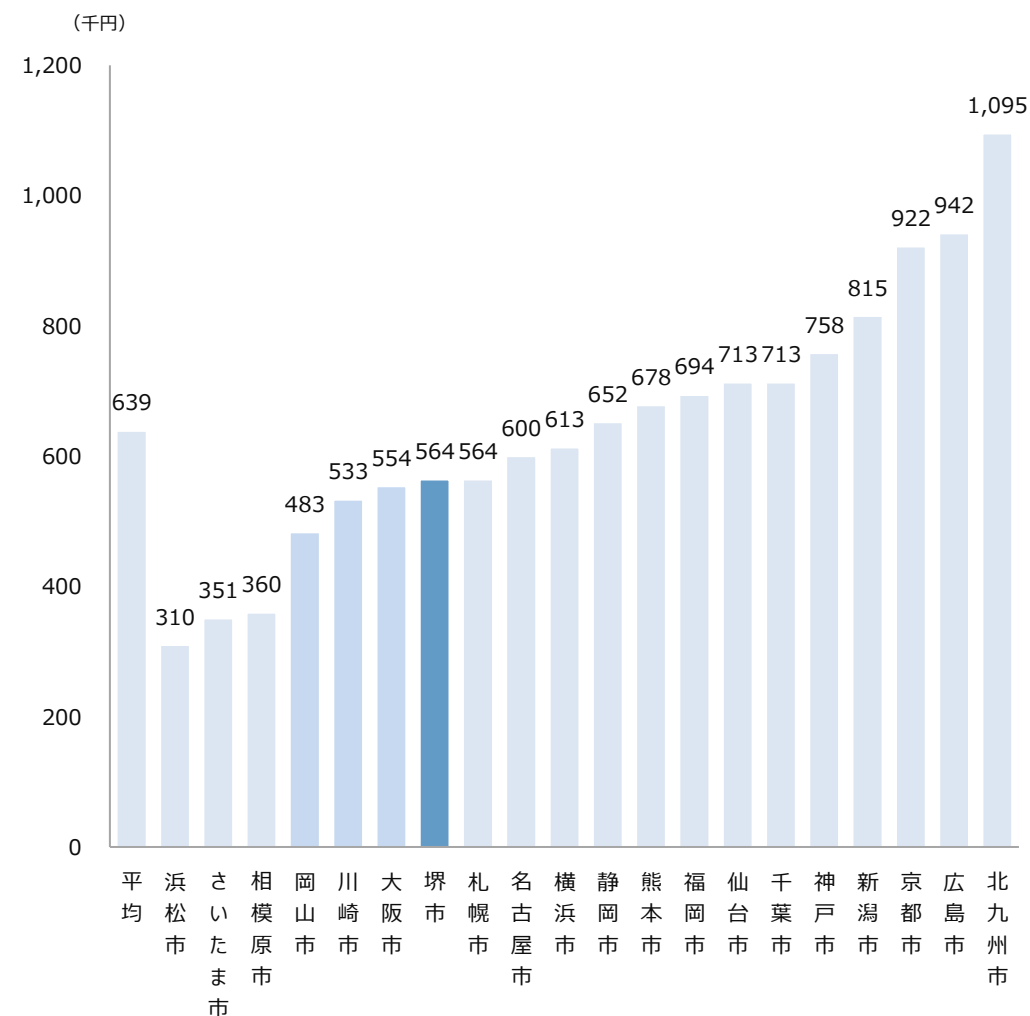
市債残高の推移（普通会計）

- 臨時財政対策債を除く市債残高が増加した一方、臨時財政対策債の残高が減少し、市債残高全体は減少となった

市債残高の推移



市民一人当たりの市債残高

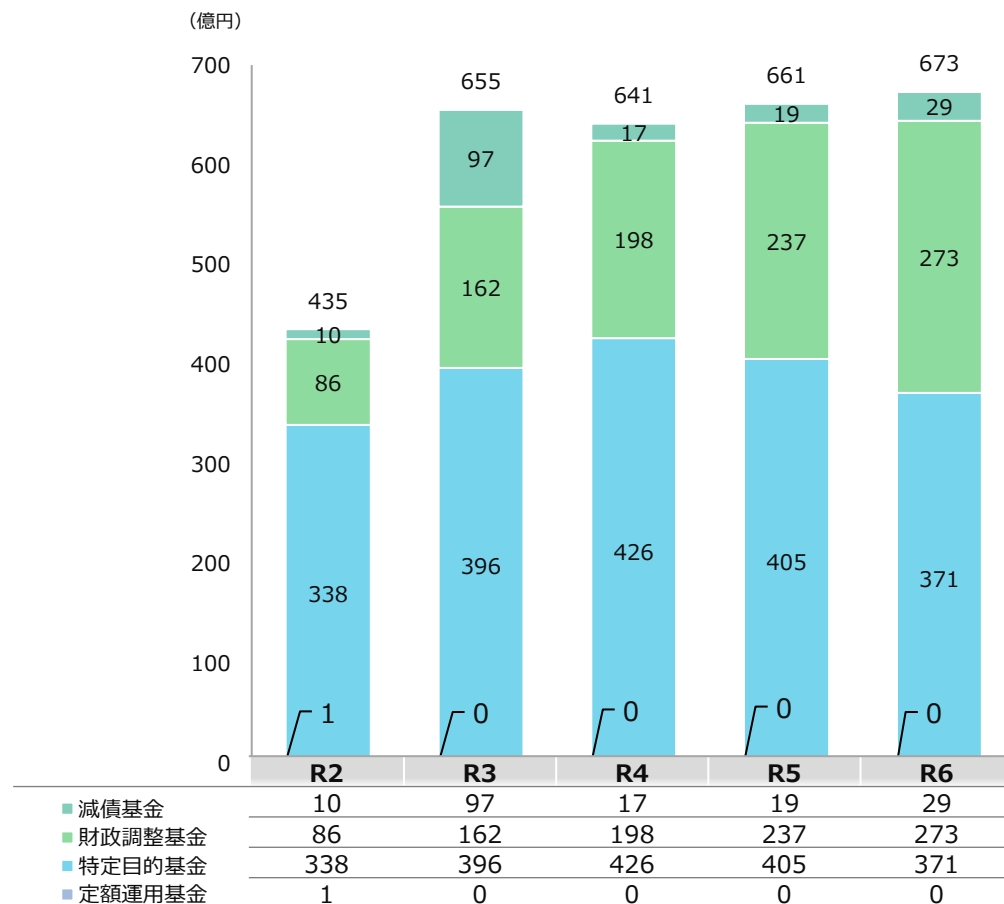


※令和5年度決算での比較

基金の積立状況（普通会計）

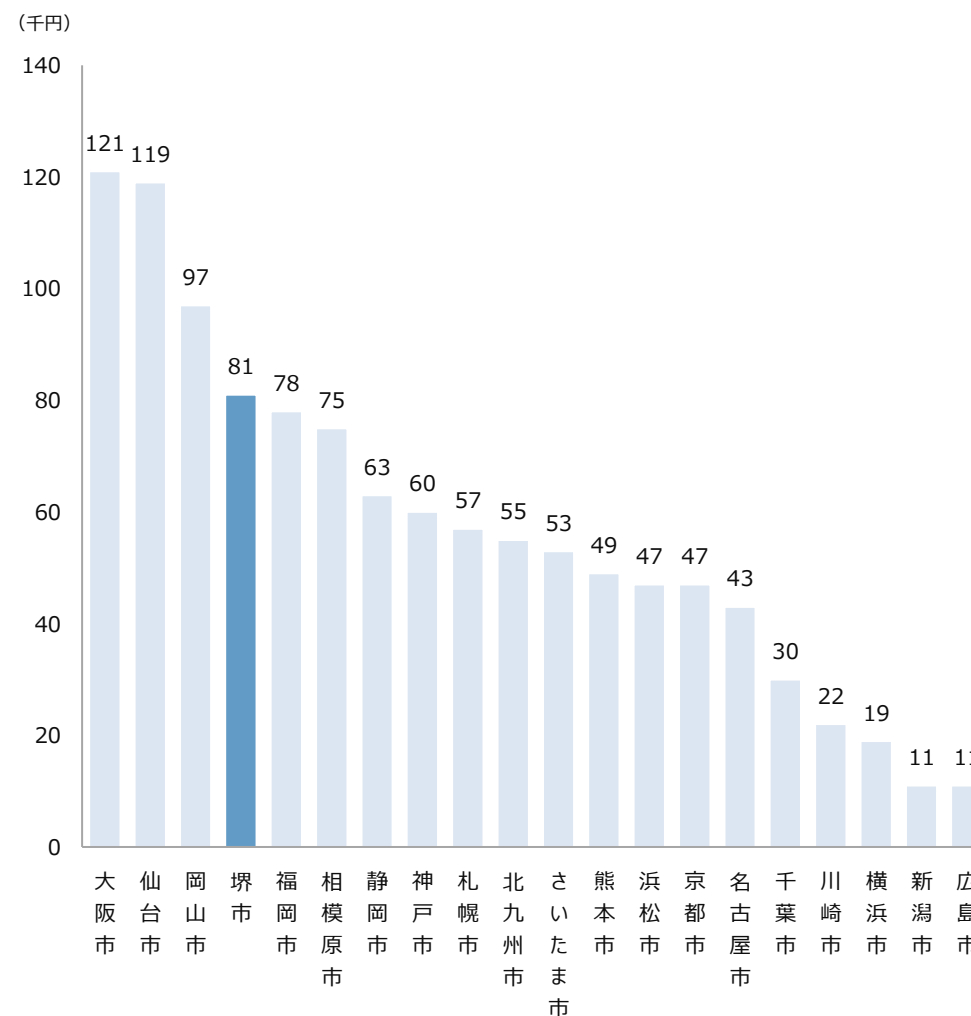
- 財政調整基金は市有地売却による財産収入や前年度剰余金を積み立てたことにより増加した
- その他特定目的基金は「堺市基金活用指針」に基づき、各基金の目的に応じた事業に活用したことにより減少した。
- これらにより、減債基金（満期一括償還への備え）を除く基金残高は約12億円増加した。

基金残高の推移



※普通会計の基金残高のため、満期一括償還債の償還に向けた減債基金の積立（総務省ルール分）は除いているが、積立は適正に実施している

市民一人当たりの基金残高



※令和5年度決算での比較

特別会計・公営企業会計の状況

- 全ての会計で、実質収支、資金剰余額が収支均衡若しくは黒字

令和6年度 特別会計の決算状況

(百万円)

会 計 名	歳入 総額	歳出 総額	実質収支	単年度 収支
国民健康保険	82,998	82,089	909	909
公共用地先行取得	3,569	3,569	0	0
母子父子寡婦 福祉資金貸付	394	394	0	▲89
介護保険	94,024	92,102	1,922	▲354
公債管理	57,499	57,499	0	0
後期高齢者医療	17,008	16,302	706	94

※金額については、百万円単位のため、差引等が含まない場合がある

令和6年度 公営企業会計の決算状況

(百万円)

会 計 名	収益的収入 (税込)	収益的支出 (税込)	純利益	当年度 未処分 利益剰余金	健全化判断 比率で 用いる 資金剰余額
水道事業	17,583	16,320	670	670	12,396
下水道事業	29,483	26,846	1,809	3,193	6,047

健全化判断比率

- 健全化判断比率（4指標）は早期健全化基準を下回っている

健全化判断比率の推移

健全化判断比率	R4	R5	R6	【参考】 早期健全化 基準
実質赤字比率	— (赤字となっていない)			11.25 %
連結赤字比率	— (赤字となっていない)			16.25 %
実質公債費比率	6.0 %	5.4 %	5.0 %	25.0 %
将来負担比率	—	—	—	400.0 %

※ 実質公債費比率とは

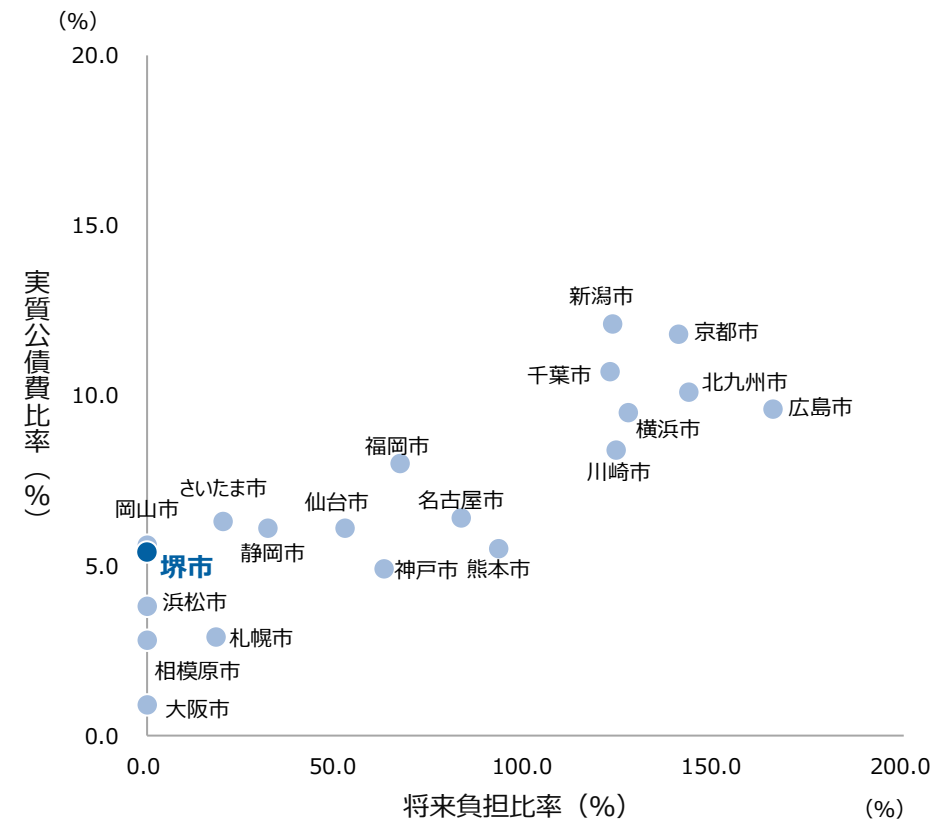
市税収入等の市の財政規模に占める借入金の返済額の割合

※ 将来負担比率とは

市税収入等の市の財政規模に占める将来負担すべき負債額の割合

政令市の債務状況

実質公債費比率 **6位**
将来負担比率 **1位**



※令和5年度決算での比較

持続可能な財政運営に向けた取組

- 令和3年2月の「財政収支見通し」において、毎年度30億円から50億円程度の収支不足が発生し、推計期間中の基金残高は減少し続け、令和12年度には基金が枯渇する見込みとなったことを踏まえ「堺市財政危機宣言」を発出
- 令和5年1月に公表した「財政収支見通し」では、「持続可能な財政運営に向けた取組」を着実に進めることを前提として、毎年度の多額の収支不足により基金が枯渇し予算編成が困難となるような状況は回避できる見込みがたったことから「堺市財政危機宣言」を解除
- 令和5年度以降は健全な財政基盤の構築をめざして「持続可能な財政運営に向けた取組」の着実な推進に取り組んでいる

「持続可能な財政運営に向けた取組」 取組項目

令和12年度時点 収支改善効果額【約46億円/年】

1 公共投資の選択と集中【11.9億円】

- ハード事業費の総量管理（事業等の重点化による総事業費の縮減）

2 公共施設のマネジメント【2.7億円】

- 公共施設の総量管理（令和12年度までに総床面積を1%縮減）
- 日高少年自然の家の廃止
- フォレストガーデンの更なる活性化に向けたあり方の見直し
- 町家歴史館3館における指定管理者制度の導入

3 外郭団体の見直し【0.8億円】

- 堺市産業振興センターと堺市勤労者福祉サービスセンターの統合
- 堺観光コンベンション協会の市補助金事業のあり方の見直し及び自主財源の確保

4 イベント・補助金・その他市独自施策の見直し【6.9億円】

- 泉北高速鉄道通学費負担軽減事業の廃止
- コミュニティサイクル事業の終了
- 公債費の縮減

5 収入の確保【12.8億円】

- 民間開発の誘導による税収の確保
- ふるさと納税、その他寄附の拡大
- 住民票、税証明等発行手数料の見直し（1通200円から300円に改定）

6 人件費等の抑制【10.8億円】

- 効率的な事務執行体制の構築（政令市トップクラスのスリムな職員体制）
- 時間外勤務の縮減（総時間数を令和元年度比で20%縮減）
- ペーパーレスの推進（令和2年度比50%削減）や業務システムの標準化

税収等の「稼ぐ力」の取組例、効果額の見込

取組項目	概要	効果概算見込 (R12年度)
鉄道駅周辺への都市型住宅の供給促進	鳳・深井・北野田・新金岡・北花田駅周辺概ね800mの区域内において、都市基盤の整備が完了しており、一定の要件を満たす開発行為等について、堺市開発行為等の手続に関する条例の手続きの一部を緩和することにより、建物の設計の自由度を高め、都市型住宅の開発を誘導、供給を促進する。	167百万円
大規模団地及び分譲マンションの建替促進	大規模団地・分譲マンションの建替において、都市基盤の整備が完了しており、一定の要件を満たす開発行為等について、堺市開発行為等の手続に関する条例の手続きの一部を緩和することにより、建物の設計の自由度を高め、建替を促進する。また、老朽化が進み権利者合意が得られにくい分譲マンションの合意形成に向けて、再開発手法を活用し、建替を促進する。	115百万円
都心・中百舌鳥エリアでの業務系機能の強化促進	都心・中百舌鳥エリアについて、総合設計制度の活用や都市計画変更による容積率の緩和により、オフィス等、業務系機能の集積を促進する。	20百万円
市街化調整区域内の保留区域の市街化区域への編入	市街化調整区域のうち、黒山地区（縁辺部）・北野田駅周辺地区、白鷺駅周辺地区について、定期的な見直し時期に合わせることなく、随時、市街化区域に編入する。	50百万円
市街化調整区域の幹線道路沿道への産業系機能の立地誘導	幹線道路沿道の市街化調整区域において、沿道開発の対象エリアの拡大等を図り、産業系機能の立地を誘導する。	18百万円

構造改革の取組①（背景・目的）

背景

- ▶ 令和7年2月に公表した財政収支見通しでは、社会保障関係費や人件費の増加、物価高騰等の影響により、収支不足と基金残高の減少が見込まれており、依然として厳しい財政状況
- ▶ 少子化に伴う生産年齢人口の減少や労働市場の流動化等の影響により職員数の減少が見込まれており、現行の体制を維持することは困難

目的

本市を取り巻く環境が更に厳しくなる中であっても、住民サービスの維持・向上を図り、持続可能な市政運営を確保し、本市がめざす都市像を実現する

目的を達成するため

従来の行財政改革の取組（持続可能な財政運営に向けた取組）に加え、財政面だけでなく組織運営面にも踏み込んだ構造改革に取り組む

構造改革の取組②（基本的な考え方）

方向性	方策	重点取組
健全な財政基盤の構築	①予算編成プロセスの見直し	▶ 予算編成過程の前倒しと指標等の活用による予算議論の充実に向け、新規・拡充事業に関する事前評価や既存事業に関する指標を用いた事業手法の見直しの実施
	②外部資金の積極的な獲得	▶ 安定的な財源の確保に向け、ふるさと納税の返礼品の多様化や企業版ふるさと納税制度の活用による寄附金の更なる獲得 ▶ 国等の補助金のより積極的な活用の推進
住民サービスの変革	③窓口改革の推進	▶ デジタル化による最小限の手続と市民からの相談機能の充実に図るため、「書かないワンストップ窓口」を推進し、同時に来庁しないで手続が完了する仕組みへの転換などスマート区役所の実現 ▶ フルセット主義の検証に基づく集約化の検討と実施
	④業務推進システムの変革	▶ 民間事業者が有するノウハウを活用しながら、定型的業務の集約化・一括処理の検討（例）行政事務センター ▶ 庁内各課が共通して実施している内部管理事務について、業務プロセスの最適化やDXの推進などによる戦略的な総務事務のあり方の検討と実施
行政資源の最適化	⑤組織体制の再構築	▶ 組織の大括り化による合理化の実施 ▶ 組織人員体制に関する指針の策定 ▶ 上記指針に基づく組織体制のあり方の検証と取組の実施 ▶ 組織文化の転換（イノベーションの促進、権限の委譲、加点点評価等）
	⑥人員体制の再構築	▶ 組織人員体制に関する指針の策定（再掲） ▶ 上記指針に基づくポスト管理の改革等の取組の実施
	⑦公有財産の設置目的を踏まえた環境整備及び管理活用の推進	▶ 本来の設置目的を踏まえた施設のあり方への転換 ▶ 全ての施設（655施設）について複合化や統廃合など延床面積縮減に向けた方策の検討と実行

V 資料編

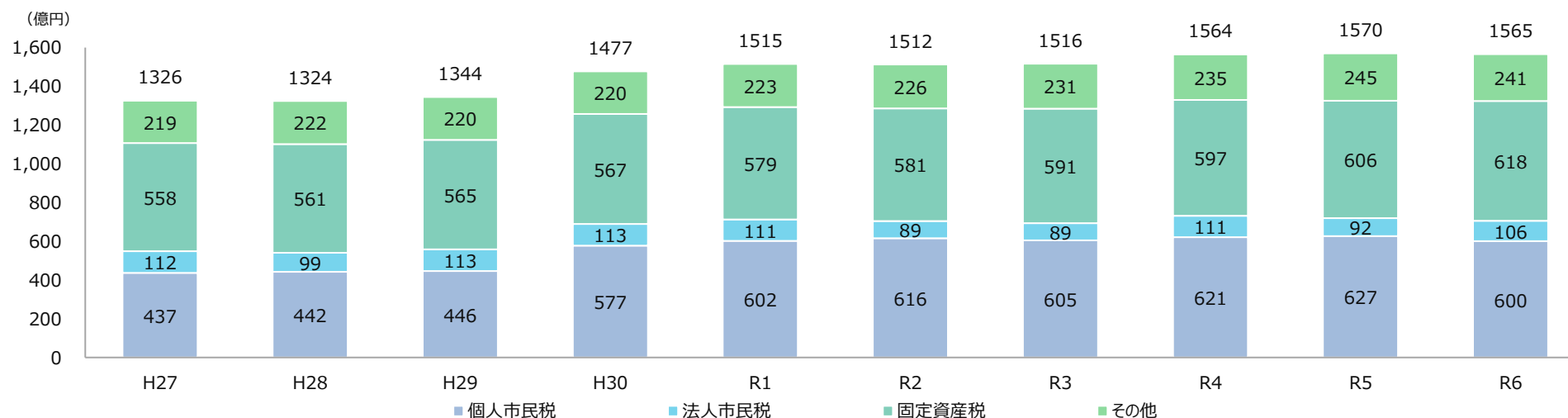
市税収入（税目別）と収入率の推移

市税収入（税目別）

(億円)

税目／年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
個人市民税	437	442	446	577	602	616	605	621	627	600
法人市民税	112	99	113	113	111	89	89	111	92	106
固定資産税	558	561	565	567	579	581	591	597	606	618
その他	219	222	220	220	223	226	231	235	245	241
合 計	1326	1324	1344	1477	1515	1512	1516	1564	1570	1565

市税収入の推移



収入率

(%)

収入率／年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
市税（全体分）	96.7	97.8	98.2	98.5	98.6	97.6	98.6	98.7	98.7	98.8
現 年 課 税 分	99.1	99.2	99.3	99.4	99.3	98.4	99.4	99.4	99.4	99.4

普通会計決算の推移



歳入 自主財源・依存財源別推移

(百万円)

区分／年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
自主財源	167,493	159,271	161,322	177,756	182,508	178,131	181,441	204,427	193,039	195,150
市税	132,632	132,381	134,355	147,721	151,523	151,241	151,639	156,357	157,008	156,531
その他	34,861	26,890	26,967	30,035	30,985	26,890	29,802	48,070	36,031	38,619
依存財源	195,346	194,005	240,506	225,215	235,998	331,787	288,046	258,505	258,599	284,870
地方交付税	20,854	19,792	29,960	29,349	34,196	33,696	43,389	42,654	47,511	56,600
国庫支出金	86,500	86,123	96,627	94,629	103,171	198,223	141,940	129,965	122,869	127,958
市債	39,093	41,680	50,447	51,100	47,631	44,604	42,983	24,033	25,547	28,854
その他	48,899	46,410	63,472	50,137	51,000	55,264	59,734	61,853	62,672	71,458
合 計	362,839	353,276	401,828	402,971	418,506	509,918	469,487	462,932	451,638	480,020
自主財源比率	46.2%	45.1%	40.2%	44.1%	43.6%	34.9%	38.6%	44.2%	42.7%	40.7%

歳出 義務的経費・投資的経費・その他経費別推移

(百万円)

区分／年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
義務的経費	201,374	202,161	242,772	242,572	249,728	258,898	285,058	276,871	284,253	299,534
人件費	50,934	47,972	84,079	84,050	82,832	85,338	86,142	87,578	86,709	93,804
扶助費	115,621	120,351	124,487	124,309	130,282	134,985	159,223	150,597	158,998	167,751
公債費	34,819	33,838	34,206	34,213	36,614	38,575	39,693	38,696	38,546	37,979
投資的経費	43,647	41,856	47,030	47,697	50,075	43,597	32,427	31,497	27,677	40,621
その他経費	114,574	105,872	107,591	108,795	115,922	205,072	143,743	145,724	131,373	132,038
合 計	359,595	349,889	397,393	399,064	415,725	507,567	461,228	454,092	443,303	472,193

目的別（款別）決算の推移

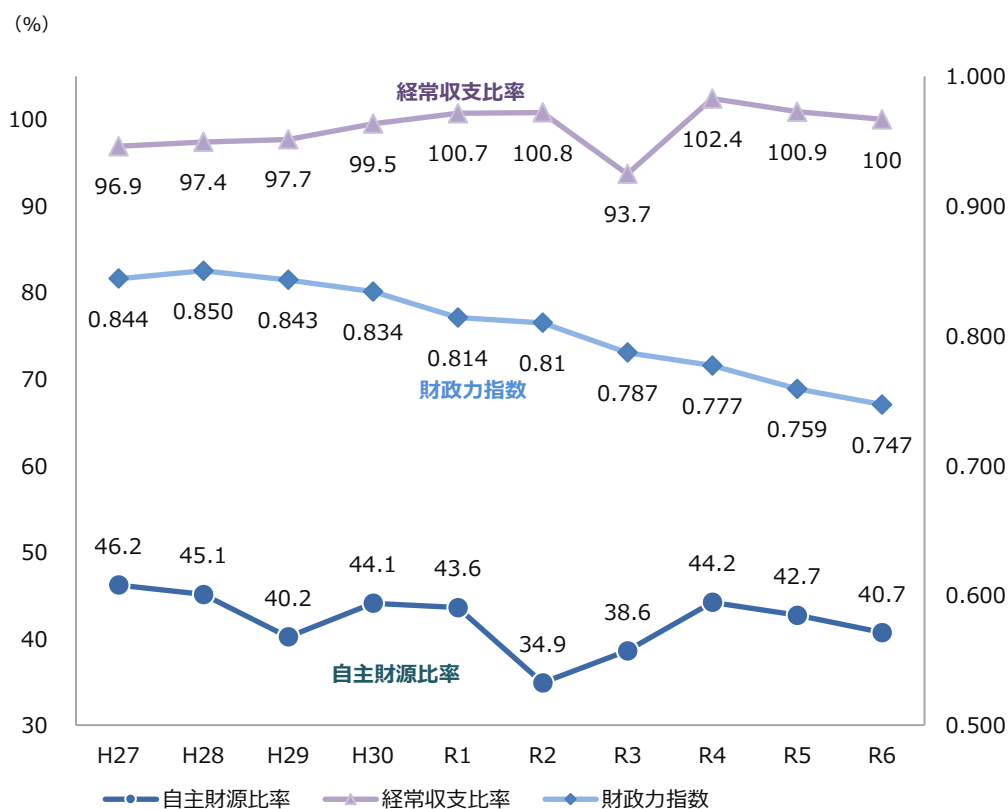
(百万円・%)

区分	R2		R3		R4		R5		R6	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
議 会 費	1,241	0.3	1,176	0.2	1,232	0.3	1,176	0.3	1,184	0.2
総 務 費	115,277	22.7	42,941	9.3	37,162	8.2	31,746	7.2	31,506	6.7
民 生 費	187,456	36.9	211,529	45.9	207,743	45.7	215,738	48.6	226,889	48.0
衛 生 費	30,157	5.9	39,003	8.5	42,808	9.4	32,962	7.4	29,769	6.3
労 働 費	377	0.1	632	0.1	463	0.1	313	0.1	321	0.1
農林水産業費	925	0.2	821	0.2	793	0.2	955	0.2	942	0.2
商 工 費	4,986	1.0	3,096	0.7	2,958	0.7	2,797	0.6	4,021	0.8
土 木 費	45,078	8.9	44,526	9.6	43,924	9.7	40,746	9.2	41,858	8.9
消 防 費	12,267	2.4	12,310	2.7	11,803	2.6	10,886	2.5	13,018	2.8
教 育 費	70,998	14.0	65,330	14.2	66,358	14.6	67,331	15.2	84,589	17.9
災害復旧費	60	0.0	15	0.0	37	0.0	26	0.0	30	0.0
公 債 費	38,729	7.6	39,833	8.6	38,795	8.5	38,611	8.7	38,056	8.1
諸 支 出 金	16	0.0	16	0.0	16	0.0	16	0.0	10	0.0
合 計	507,567	100.0	461,228	100.0	454,092	100.0	443,303	100.0	472,193	100.0

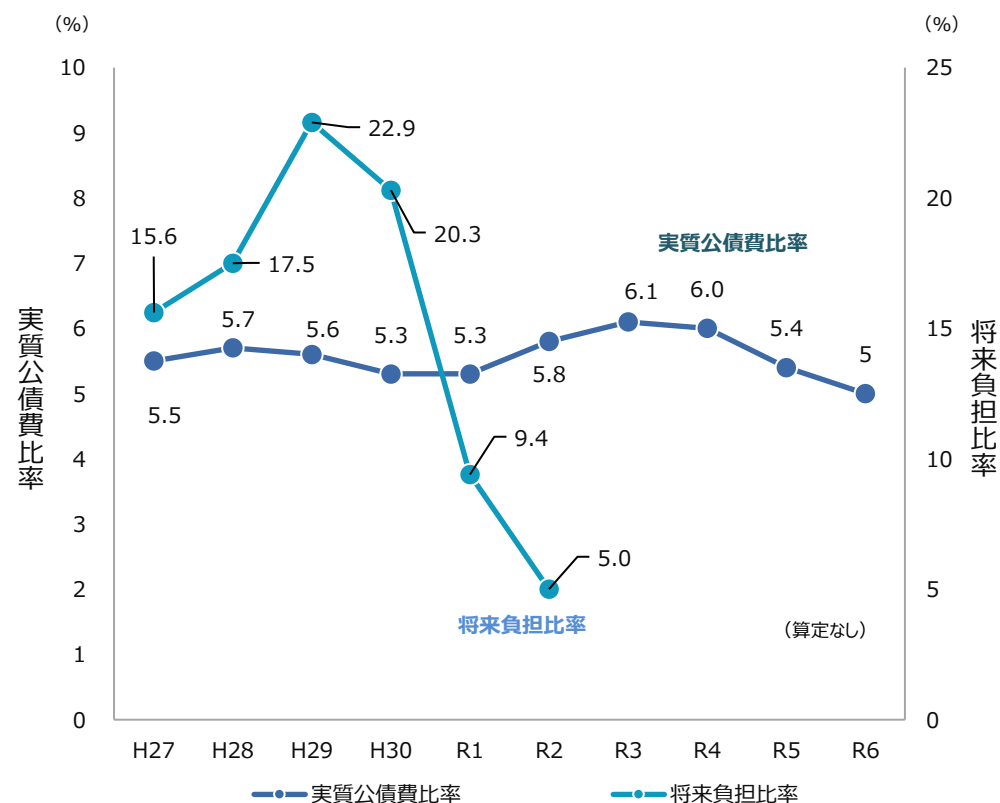
財政関係指標の推移

区分／年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
自主財源比率 (%)	46.2	45.1	40.2	44.1	43.6	34.9	38.6	44.2	42.7	40.7
財政力指数	0.844	0.850	0.843	0.834	0.814	0.810	0.787	0.777	0.759	0.747
経常収支比率 (%)	96.9	97.4	97.7	99.5	100.7	100.8	93.7	102.4	100.9	100.0
実質公債費比率 (%)	5.5	5.7	5.6	5.3	5.3	5.8	6.1	6.0	5.4	5.0
将来負担比率 (%)	15.6	17.5	22.9	20.3	9.4	5.0	—	—	—	—

自主財源比率・財政力指数・経常収支比率の推移



実質公債費比率・将来負担比率の推移



市債残高・市債発行額及び公債費の推移（普通会計）

市債残高・市債発行額

(億円)

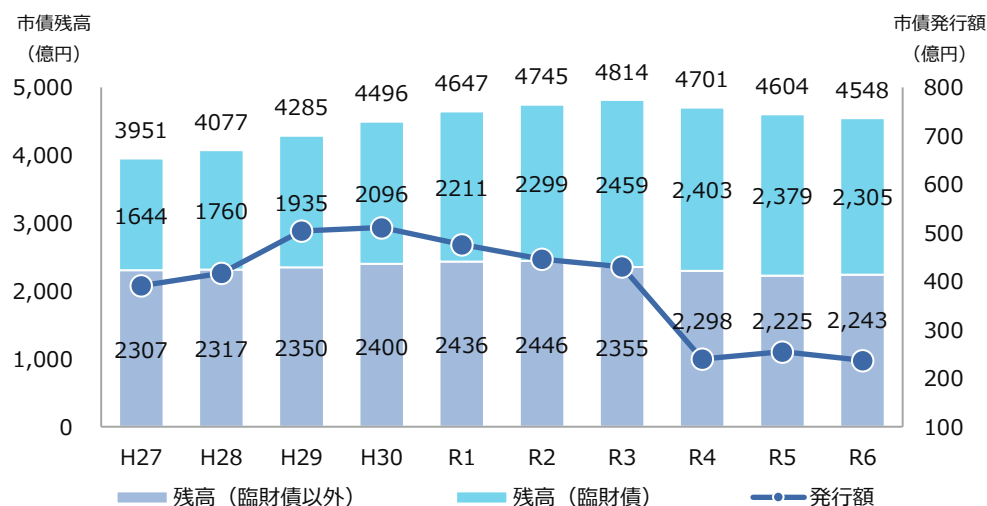
区分／年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
市債残高	3951	4077	4285	4496	4647	4745	4814	4701	4604	4548
臨時財政対策債を除くもの	2307	2317	2350	2400	2436	2446	2355	2298	2225	2243
市債発行額	391	417	504	511	476	446	430	240	255	289
臨時財政対策債を除くもの	172	223	244	256	255	240	142	160	148	237

公債費

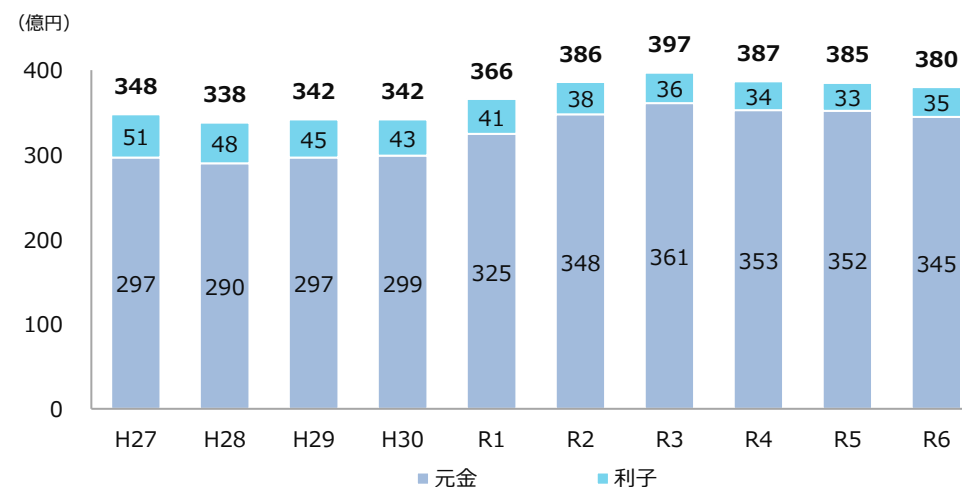
(億円)

区分／年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
公債費	348	338	342	342	366	386	397	387	385	380
元金	297	290	297	299	325	348	361	353	352	345
利子	51	48	45	43	41	38	36	34	33	35

市債残高・市債発行額の推移



公債費の推移



市債残高の推移（企業会計等・全会計）

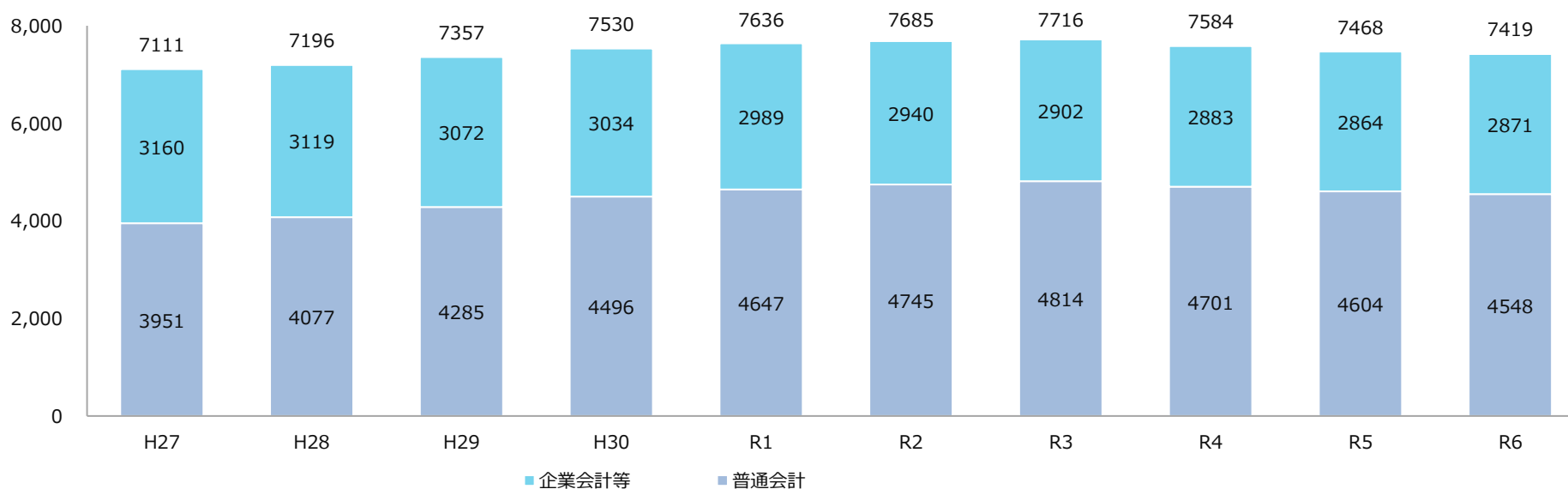
市債残高（企業会計等）

（億円）

区分／年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
市債残高（特別会計）	2	1	1	1	1	1	0	0	0	0
廃棄物発電事業	2	1	1	1	1	1	0	0	0	0
市債残高（企業会計）	3158	3118	3071	3033	2988	2939	2902	2883	2864	2871
水道事業	277	296	306	328	333	350	367	418	467	503
下水道事業	2646	2598	2559	2501	2468	2417	2372	2311	2251	2229
病院事業	235	224	206	204	187	172	163	154	146	139
計	3160	3119	3072	3034	2989	2940	2902	2883	2864	2871

市債残高の推移（全会計）

（億円）

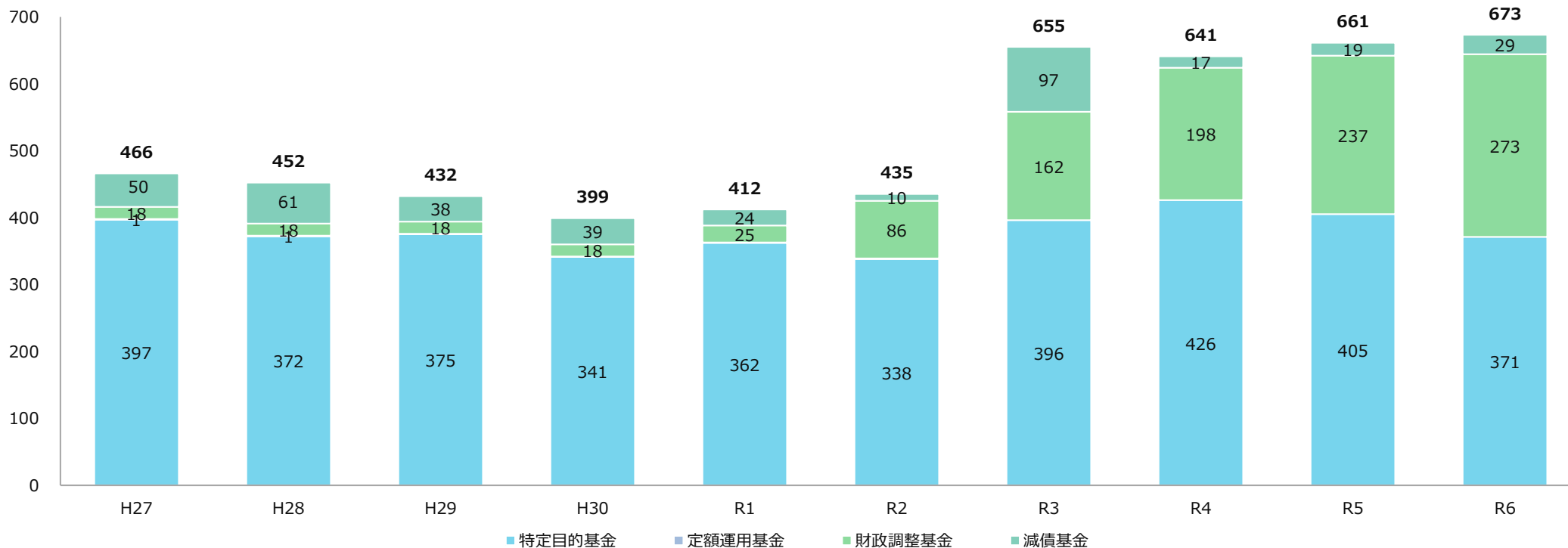


基金残高の推移（普通会計）

(億円)

区分／年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
財政調整基金	18	18	18	18	25	86	162	198	237	273
減債基金	50	61	38	39	24	10	97	17	19	29
特定目的基金	397	372	375	341	362	338	396	426	405	371
定額運用基金	1	1	1	1	1	1	-	-	-	-
計	466	452	432	399	412	435	655	641	661	673

(億円)



財政収支見通し①（令和7年2月公表）

試算の前提条件

歳入	市税等	■ 人口は、令和2年の国調基準推計人口をベースに市が独自で推計 ■ 経済成長率は、国の中長期の経済財政に関する試算（内閣府）の過去投影ケースとする <個人市民税> ■ 所得の伸びを、消費者物価上昇率を基に推計 <法人市民税> ■ 経済成長による法人税割の増加を見込む <固定資産税> ■ 評価替えによる影響を見込む	歳出	人件費	■ 定年引上げ制度を踏まえ、今後の職員数の見込みをベースに推計 ■ 国勢調査、選挙などの臨時的な増減は除いて推計
				扶助費	■ 現行の社会保障制度を前提に、実績などにに基づき推計
				公債費	■ 金利は、直近の発行実績を据え置きで推計 ■ 既発行分に今後の発行予定分を加味して推計 ■ 市場公募債の満期一括に伴うルール分の積立金は公債費にて計上
	地方交付税	■ 市税、税外収入を勘案して推計 ■ 臨時財政対策債は令和7年度地方財政対策を踏まえて新規発行額ゼロとして推計		普通建設事業費	■ 大規模事業を個別で積算して推計 ■ 落札率や事業進捗などを加味して推計
	その他	■ 実績などにに基づき推計		その他	■ 実績などにに基づき推計

財政収支見通し②（令和7年2月公表）



推計期間（令和8年度～16年度）

（単位 億円）

	R8年度 (2026年度)		R9年度 (2027年度)		R10年度 (2028年度)		R11年度 (2029年度)		R12年度 (2030年度)		R13年度 (2031年度)		R14年度 (2032年度)		R15年度 (2033年度)		R16年度 (2034年度)	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
市税	1640.0	1640.0	1647.6	1647.6	1665.1	1665.1	1674.4	1674.4	1677.7	1677.7	1688.1	1688.1	1695.9	1695.9	1697.8	1697.8	1706.0	1706.0
地方交付税	595.9	595.9	609.7	609.7	601.3	601.3	601.0	601.0	618.0	618.0	601.3	601.3	585.2	585.2	596.8	596.8	588.5	588.5
臨時財政対策債	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
市債 (臨財債除く)	174.4	0.0	180.7	0.0	165.7	0.0	147.3	0.0	134.8	0.0	130.1	0.0	148.5	0.0	147.3	0.0	165.4	0.0
その他	2158.1	444.4	2149.2	438.0	2205.2	441.1	2228.8	444.2	2241.0	436.8	2280.2	450.3	2324.3	464.3	2326.0	455.7	2369.3	458.8
歳入合計	4568.4	2680.3	4587.2	2695.3	4637.3	2707.5	4651.5	2719.6	4671.5	2732.5	4699.7	2739.7	4753.9	2745.4	4767.9	2750.3	4829.2	2753.3
人件費	967.9	818.3	939.6	794.1	960.0	811.4	936.0	790.9	959.3	810.7	932.2	787.6	956.2	808.1	951.6	804.2	946.2	799.6
扶助費	1712.7	504.9	1745.6	513.7	1780.5	523.9	1816.1	534.3	1852.4	544.9	1889.4	555.8	1927.1	566.9	1965.6	578.2	2004.9	589.7
公債費	375.0	360.1	370.4	349.9	363.8	340.6	353.6	328.1	343.3	315.1	336.6	312.6	326.9	304.6	314.9	295.6	300.6	284.7
普通建設事業費	323.5	44.9	311.2	43.2	297.9	41.3	286.2	39.7	256.4	35.6	264.5	36.7	283.2	39.3	269.2	37.4	308.5	42.8
その他	1269.2	1032.0	1284.2	1058.2	1311.2	1066.4	1295.0	1062.0	1289.9	1056.0	1296.7	1066.7	1274.5	1040.5	1278.6	1046.9	1285.6	1053.1
歳出合計	4648.3	2760.2	4651.0	2759.1	4713.4	2783.6	4686.9	2755.0	4701.3	2762.3	4719.4	2759.4	4767.9	2759.4	4779.9	2762.3	4845.8	2769.9
歳入歳出差引額	▲ 79.9		▲ 63.8		▲ 76.1		▲ 35.4		▲ 29.8		▲ 19.7		▲ 14.0		▲ 12.0		▲ 16.6	
基金残高（減債基金満期一括償還分除く） （歳入歳出差引額調整後）	464.7		420.0		352.7		337.7		316.7		315.7		310.5		307.3		299.5	
市債残高（臨財債除く） （普通会計ベース）	2220.2		2205.0		2166.9		2132.0		2100.2		2068.5		2054.7		2045.7		2056.7	